(仮称)今里町商業施設 (No.1165)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月7日 香川県知事 池田 豊人

1 意見の対象となった届出に係る公告 令和4年4月25日香川県公告 (大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)今里町商業施設 高松市今里町10番1号 外

- 3 法第8条第2項の規定により住民等から聴取した意見の概要 (意見の概要)
 - ① 荷さばき施設が民家に近いため、早朝、夜間の荷さばき時間を配慮していただきたい。
 - ② 路上駐車が発生しないよう、また、路地への出入等安全対策を十分対応していただきたい。
 - ③ 夜間照明の方向は、民家に影響を与えないよう配慮願いたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課 縦覧期間: 令和4年9月7日から令和4年10月7日まで